

第 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年2月3日(月)

開会 午前9時00分

閉会 午前11時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	欠	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 9番 松本 健一郎

16番 山口 光壽

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 5 号	農地法第 5 条の申請について	(4 件)
議案 第 6 号	農地法第 4 条の申請について	(2 件)
議案 第 7 号	農地法第 4 条許可の取消願いについて	(1 件)
議案 第 8 号	農地法第 3 条の申請について	(5 件)
議案 第 9 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 12 件)	

8. 報告事項

報告 第 2 号	農地法第 18 条第 6 項通知の受理について	(6 件)
----------	-------------------------	--------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)															
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、10番島田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は9番 松本健一郎委員、16番 山口光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="357 920 1414 1283"> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第4条許可の取消願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 12件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について 6件 となっております。</p>	議案第5号	農地法第5条の申請について	4件	議案第6号	農地法第4条の申請について	2件	議案第7号	農地法第4条許可の取消願いについて	1件	議案第8号	農地法第3条の申請について	5件	議案第9号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 12件
議案第5号	農地法第5条の申請について	4件														
議案第6号	農地法第4条の申請について	2件														
議案第7号	農地法第4条許可の取消願いについて	1件														
議案第8号	農地法第3条の申請について	5件														
議案第9号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 12件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>議案第5号 農地法第5条の申請の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、5番になります。</p>															

事務局	<p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページ、平面図が5～6ページになります。</p> <p>申請地は、瀬戸町中通地区です。</p> <p>申請人及び借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人がすでに一部を進入路として利用されていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、平面図が9ページ、土地利用計画図が10ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町塩屋地区です。</p> <p>借受人が、選挙事務所及び駐車場とするための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、断面図が14～15ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町府招上地区です。</p> <p>借受人が、携帯電話無線基地局工事に伴う作業場の一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用</p>
-----	--

事務局	<p>地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第2の1の(1)のアの(イ)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>議案第5号農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請人のところはですね、今、家が建っているんですけども。ここは、黒川に向かって瀬戸のコンビニエンスストアの手前から、海岸の方に入っていった、中通地区になります。そこに、今度、娘さんの家を建てたいという事で申請がありました。周りは、東側に水田があって、その横はもう堀となっておりますので。問題はないという事で、隣接の地権者の方も同意をされておりました。この辺りは、排水も問題ないということで、同意を致しました。御審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地は金融機関の東側の土地です。現在はもう畑というより、駐車場という状態です。バラスを敷いて車が即入れられるような状態の土地です。前回の選挙の時も、選挙事務所として使われたところでした。宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
3番委員	<p>選挙事務所は、投票所から100M以内はダメ、という事を聞いたような気がするのですが、そういう制約はないのでしょうか。</p>

議長	公民館の敷地からすると、ただ道路一つ挟んだだけですので、3番委員さんが言うことが本当なら、問題になるようですが。
事務局	選管に確認をしてみます。
3番委員	以前、南波多で市会議員の南波多公民館の入り口の所に計画したらダメと言われたという話を聞きまして。
担当委員	しかし、前回はおっているようです。
3番委員	はい。そういう話ではあるのですが、どうなのかなと思ひまして。
議長	この申請の議員さんは、何期目ですかね。ずっと、ここばかりです。
担当委員	ずっと同じ場所ですね。
20番委員	選挙が終わったら解くわけですよ。
議長	はい。そうです。
担当委員	建築許可を貰って、仮設ですということですよ。
20番委員	前の時もそうやってしていましたね。投票所からの問題はでなかったですよ。投票日にそこには入らないとよかったです。出ていけば。
事務局	選挙管理委員会に聞いてきまして。メーターというのは、300mというのはあるそうです。100mじゃなくて、300m。投票所から300m以内に、選挙事務所があった場合は、選挙当日に、選挙事務所のポスター等を白い布等で覆うか、撤去すればよいということです。

担当委員	選挙事務所のポスターだけ取ればよいということですよ。大きい看板とかは。
2番委員	名前書いてあるようなものは、全部取らないといけない。なんでも。
議長	事務所側の方に貼ってあるポスターなんかも、白い紙というか、見えない状態にしていれば、良いという事ですかね。
事務局	覆うか、撤去、ということですので。外から見えなければいいんじゃないでしょうか。選挙事務所のポスターはですね。
20番委員	大きなあの選挙事務所の看板も、何かで覆えばよいという事ですね。
事務局	そうですね。
担当委員	前日20時で選挙運動が終わるので、そのあとはずせと言われて外したようだった。300m以内はそのようにしてくださいと言われたと申請者に確認しておきます。
議長	そのあたりはご存じだと思いますが、確認しておいてください。他に何か質問はありませんか。
16番委員	一時転用ということで、選挙事務所で前回も建てていたようですが、一時転用の場合は原型復旧でまた農地に戻さないといけないのでは。今度は、前、埋立してあったから、事務所だけ撤去すれば原型復旧になるのでしょうか。前の時は、農地だったところを埋立して選挙事務所を建てていたので、原型復旧でまた農地に戻しておかないといけなかったのではと思うのですが。
議長	本来的にはそうですね。204号の通りは道路改良によって、今のようになっていますけど。その道路改良の時に地主さんが併せて埋立しているのですが、農地のままの形でしてい

議長	るようですね。
16番委員	嵩上げして、バラスも敷いて、畑のようにしておけば農地でしょうが。ただ、地目が畑か水田かというだけにしておくようなら、逆に、こちらからでも、雑種地か何かに転用するように言った方が良くないかと思ひまして。
担当委員	貸付人に言うべきしょうかね。
議長	貸付人や借受人に私と地区担当委員からその辺りのお話をしてみようと思ひます。
担当委員	地籍の時に何故、雑種地にしなかつたのかとは思ひんですよね。
議長	はい。実際、終わったばかりの時ですからね。
担当委員	私も確認したんですけどね。なぜ、雑種地にしなかつたのですかと。聞いたら、畑なのでということでしたので、そしたら、農業委員会に申請してもらわないといけませんねという状況でした。それで、前回もそこでありましたよねと聞いたら、そうですということでした。しかし、公民館祭り等があつた場合、即、駐車場にできるようにしてある、そういう状態ですね現状も。前は田んぼで、道路ができて銀行が建つ隣だつたもので一緒に埋立したようですね。 地主さんを含めて、また話をしたいと思ひます。
議長	他にないでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員	5年くらい前から話は出ていたのですが、やっと承諾されたようです。申請地の周辺はずっと会社が並んでいて、申請地だけ残っているような状態です。区長さん、生産組合長さんの印鑑を押しであつたので、私も押しました。一つ、見落としがありました。二人目の譲渡人とその土地が少しあつたのを見ていませんでしたので、印鑑も押してなかったんですけど。明日にでも確認に行ってみようと思っています。御審議の程、宜しくお願いします。
議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。
8番委員	二人目の譲渡人の土地に対してはどうなるのですか。
担当委員	道路際にほんとは少し。御承諾を得て。私は、知らなかったのですが、打った覚えはないのですが。私の元には、譲受人の一人しか来られなかったのです、その人の分だけを。
事務局	行政書士が委任を受けられているのですが、行政書士は来られなかったですか。
担当委員	譲受人の1人が来られた。
事務局	譲受人が2人とはご存じなかったということですか。
担当委員	はい。大丈夫でしょうか。
事務局	申請自体は、本人が実印を打って申請されているので、隣接者というわけではないので。
8番委員	私もその譲受人を知っているわけですが、本人がわからないままに申請を出してあるのではないか、という心配もしているわけですが。そういうことはないですよ。
事務局	行政書士が間に入られていて、本人からの委任状も貰って申請はされています。

議長	この字図は、地籍調査後の図面ですか。
担当委員	そうですね。
8番委員	譲渡人、本人が了解されているならよいのですが。
担当委員	娘さん夫婦が跡継ぎはされているんですけどね。
2番委員	転用者も業者なのでそのあたりはきちんとされているでしょう。
議長	事務局としては、別に支障はないのですよね。
事務局	本人の実印、印鑑証明書を打たれて申請されていますので、特に問題はなくて。担当委員さんのところに同意を取りに来られた時に、一人目の譲渡人のお話はあったけど、二人目の譲渡人の話はなかった、というご理解でよろしいでしょうか。
担当委員	はい。
事務局	ということは。書類的に本人さんの意志としては問題ないと思いますが。農業委員さんへの説明が不足していたということで、行政書士さんの方にはその旨を伝えたいと思っております。
議長	7番について、他に何かございませんか。 <なし> ないようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、202号線から右に曲がって私の家に行く途中です。現在畑になっています。市道の傍ですけど畑です。畑の一角を携帯電話用のアンテナを建てるということで、私の方に建設会社の方から御相談がありました。携帯電話用を建てる場所は永久に借用されるそうですけども、建てるための工事をするのに資材を置いたり、残土を仮に置く場所をとということで、私にご相談があり

担当委員	<p>ました。べつに、支障はないだろうという事で、印鑑を打ったわけでございます。審議方宜しくお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> ないようですので、議案第5号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページになります。</p> <p>申請地は、木須町木須西地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>なお、この案件については、申請人がすでに植林をされていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>

事務局	<p>続きまして、議案の2ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図21ページ、字図が22ページ、平面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町中通地区です。</p> <p>申請人が、選挙事務所を設置するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第6号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>採石場のずっと下になる稗木場と言いまして、非常にここは有名な土地です。というのが、猪の放牧場のようになっていて、水田を作っておられて方が亡くなられたものですから、その横も荒れております。もう田も何もできない状況になってしまっています。水はあるんですけど、猪が来てどうしようもないと、人間も行くことができない状況で、ここにもうずっと前に、杉の木を植えられておりました。これは、許可を貰ってなかったもので、始末書添付になっておりますが、周りも全部荒れておりますので、こうやって転用しても問題ないというようなことで、私も捺印をしました。以上です。</p>

議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>県道、武雄伊万里線の線路際ですけど。周りが田んぼで、近隣の印鑑もございましたので、私も打ちました。また、選挙後はただちに撤去するという事でした。以上です。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第6号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第7号農地法第4条許可の取消願い1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号農地法第4条許可の取消願い1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。</p> <p>この件につきましては、平成10年1月28日付で植林目的で農地法第4条許可を受けてありましたが、現在も農地として耕作をされており、利用権設定されておりますので、今回、取消願いの申請が出ております。</p>
議長	<p>農地法第4条許可の取消願いについて、ご質問はございませんか。</p>
8番委員	<p>これは、私の地区ですけど。本人さんと言いますか、娘さんが、旦那さんを連れてこの家に入ってらっしゃるわけですか。これはどうだったんですかと聞いてみたのですが、私はあんまり知らない</p>

8 番委員	<p>ということでした。その水田を預けていらっしゃる方が同じ地区の方で、その人にも事情を聴いてみましたが、もう早くから、この娘さんのお父さんから頼まれて耕作をしているという事でした。それで、私も植林をするために申請されていたのを、取り消しする申請ですよ、という事を言ったわけですが。実際、植林することで、申請して許可されたたてたわけですね。</p>
事務局	<p>そうですね。亡くなられたお父様が申請されて許可を受けられており、その後、奥様が相続でその土地を取られていたのですけれども、奥様も亡くなられたということで、今回その相続の届け出に来られた時にわかられたわけです。それで、現況を確認してみたらまだ農地として使われておりましたので、では取り消しをしましょうというお話になったのですけれども。</p>
8 番委員	<p>その土地に杉を植えたかということを確認はしないのですか。申請されてから、平成 10 年と書いてありますが、それまでずっと農地として耕作されてきたわけでしょ。その間、確認はなかったのですか。</p>
事務局	<p>転用の許可申請をされて、そして、許可後の確認というのは、完了とかされた時だけの確認ですね。追認してからずっと現地を確認している状況では今のところありません。植林に関しましても、転用に関しましても、当然やってない状況ですが、条件が付いていたりするものは、通知を出して、遂行状況の確認をしています。それ以外の方は、許可を出して追認して現地を確認しているという事は、今のところありません。</p>
8 番委員	<p>農地転用の申請をするわけですね。そして、実際になかったわけでしょ。</p>
20番委員	<p>それは、水田として生産組合としては作付面積の中に入っていたのでしょね。</p>

8 番委員	<p>そういうことであれば、税金も水田として納めていたわけしょうから。また取り消し願いをすれば、それでいいわけですね。</p>
事務局	<p>おっしゃったように許可を出しています。それで、今回、取消願いが出たので、当然、許可自体は取り消されます。ただ、許可を出して、そのまま残っている案件というのたくさんあるとは思っています。実際の計画通りやれなくて、資金繰りが悪かったとか。本来であれば、転用の許可は許可後すみやかに転用するようにと法律上はなっています。ただ、文面は法律上、すみやかにとしか書いてないんですね。してないから、3年以内にやりなさいとか、そういうふうにはなっていないんですね。そういうレベルであって、それを指導するという法律ではなくてですね。許可を出した後に、資材置き場などであれば、3年間とか報告の義務付けなど条件付き許可の分があります。それで、今、8番委員さんから、それでよいのでしょうかという意見ですが。良いか悪いかという話になってくると、農業委員会としては当然、許可後どうなっているのかというところは、確認すべきことだろうとは思っております。そうしないと、いつまでも残ってしまうということではあるのですが、強制はできないということなので。現地の確認等は皆さんにもお願いをしておりますが、利用状況調査という形で、転用の許可が出た案件に関しても、すべての農地を確認するという立場にありますので、そういうものを使いながら確認すべきだろうと思っております。</p>
8 番委員	<p>確認をちゃんとしないといけないということですね。</p>
議長	<p>本来であれば、平成 10 年にこんな申請をして、そのまま農地をずっとこんな形ですということは、ほとんどないでしょうから。</p>

13 番委員	減反の対象として、水田に植えたのですが、杉とか檜を。そういったものはどうなるんですか。農業委員会の方に申請をしないといけないんですよね。
議長	<p>はい。</p> <p>佐賀県に十市十町の農業委員会がありますが、月に1回、佐賀の常任委員会や年に何回かの全体の総会がありまして、その時にいろいろ他の会長さん達にもお聞きしたりするのですが、佐賀市の場合は権限移譲されているので、県知事までの許可はいらなくなっているんですね。佐賀市独自で責任もってしなさいという感じになっています。近くで言えば、唐津市ですね。唐津市は市町村合併しています。唐津市の場合は、必ず会長や副会長、その担当地域の農業委員が、その申請が出た時に農業委員会の事務局とその現地を必ず確認しに行く。そういうようなことを唐津市の場合はしておられます。一般的に、この4条とか5条とかの申請が出た時はいくら面積が小さくても転用になりますので、農業委員会の事務局は現地を確認されています。申請が16日締めであがってきますので、これを翌月の3日の農業委員会に出すために必ず現地を確認したり、書類も揃えないといけないので。嬉野市の会長さんと話をしていたのですが、嬉野市の転用関係は、会長と副会長メンバーとその担当地区の農業委員と必ず事務局と一緒に見に行っていると言っていました。なので、自分たちはすごく大変だと。昔の茶畑などにどんどん杉を植えたりですね。中山間関係がそのようになっているようです。必ず毎月、事務局と一緒に確認をしに行っているようです。この場合はどっちかということ、会長や副会長メンバーや農業委員は、自分の担当の所だけは必ず確認していますが、どっちかということ、事務局だよりになっているのは間違いないですね。なので、自分たちの取り決めで、1反以上は全部見に行こうとなればですね。毎月、現地調査をする時に同行しないといけない感じになってくるわけですが、もし、みなさんがよければ、そういった形にしてもよいの</p>

議長	ですが。時間がかかなりそちらのほうにですね。一回で済まない場合もたまにありますので。
19番委員	8番委員さん。これは、共済の台帳には載っているんですか。
8番委員	載っていると思います。確認はしていませんが。実際ずっと別の人が作っていたわけですから。
事務局	米を作っていましたか。
8番委員	米です。
11番委員	そしたらですよ。共済台帳には載っていないと、ヘリ防除できないですよ。中山間地にも入っているんで、その辺りもありそうですね。中山間地してなければ別ですけど、共済台帳＝ヘリ防除ですので農協は。共済組合の台帳で、ヘリ防除も決めていますので。共済組合に入っているんじゃないですかね。
20番委員	府招も中山間地に入っているのか。
8番委員	いや、そこまでわからないです。
2番委員	これは転用を出した時点では農地から外れないわけでしょう。完了証明書が出ない限り、農地から外れないわけでしょう。
事務局	そうです。
2番委員	なので、まだ完了証明が出てないから、あくまでもまだ農地ですよ。完了証明を必ず出さない限り農地から消えないわけですよ。
事務局	それと、さっき言われた共済細目書なども、本人さんは農業委員会に出せば、そちらの整理もできるという考え方をもっておられるかわかりませんが、共済細目書は水張り面積ですし、地番も登記簿と同じかどうかわからない所がありますので、整合性はありませんので。こっちにだされたら、共済の方の書類も自分

事務局	方から申請を出されて、手続きをしていただかない限り、消えないです。ただ、今の件は米は作られておったという事なので、結局、共済細目書の問題はなかったということですよね。結果ですね。
2番委員	まだ、農地のままですね。完了証明が出てないのだから。
事務局	そうです。その辺りは、本人さんが意識して、手続きをして頂かないといけませんね。
8番委員	この問題が発覚したのは、利用権の設定をする時点ですか。
事務局	いえ、相続の届け出をされた時にわかりまして。それで、まだ農地として使っているということでしたので。事情は娘さんに聞いてもわからないということでしたが、農地として今後も貸して耕作をされるということでしたので、それならもう取り消しをしましょうという話で。利用権の方も出されてなかったのですけれども、今回、正式な手続きを踏みましょうという事を出していただいております。
事務局	今の話、相続についてですが。農地法の改正があっけいまして、農地の所有者が亡くなった時は、農業委員会に相続の届け出をするという法律で決まりがあります。それに基づいて、市民課の方に、亡くなられた方が農地を持っていれば、農業委員会に行って相続の届け出をしてくださいと、国民年金の手続きなどありますけど、農業者年金も含めて、それに合わせてお知らせの紙を渡して手続きをしてくださいということをお願いをしています。そちらから、農地のある方は農業委員会に来られて、相続の届けですね。相続自体はないですけど、誰が今後農地を管理するのかという届出をもらっています。その中で、転用の許可があった分には、終わったかどうかの確認をして、終わっているのであれば、完了届を出してくださいというお願いをしている部分もあり、その中でわかるというのも多々、最近はあっていますけども。

事務局	<p>ただ、実際、代が変わられているので、何が何かわからないということが多いですね。</p>
議長	<p>普通はこんなことは、殆どないのでしょけど。この件については、いいでしょうかね。</p> <p><なし></p> <p>はい。それでは、無いようですので、議案第7号農地法第4条許可の取消願い1件について県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第8号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号農地法第3条の申請5件について説明します。</p> <p>議案は4～5ページになります。</p> <p>8番から12番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4～5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第8号農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年12件について、御説明します。</p> <p>議案の6～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が10名、貸付人が11名で、面積は田26,106㎡、畑が4,000㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～13ページに掲げております。</p> <p>そこで、1件だけなんですけど、二里の21番ですが。これにつきましては、元々、農地中間管理事業の方に貸し付け希望、借受希望であがっていた案件でありまして。農地中間管理事業で調整をしている時に、農地中間管理事業は現金しか取り扱わないということになっておりまして。どうしても物納でないと契約が成り立たないという話になりましたので、こちらの件は利用権設定の方に变更させていただいて、今回議案として上程している案件となっております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上12件です。</p>

議長	議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年12件について、御意見、御質問はございませんか。
16番委員	ちょっと聞きたいのですが。12番の利用権の設定をする者、どこの方ですか。番号はうちに近いようですが、知らない方なので。
事務局	これは、19番委員さんの方が詳しいですかね。
19番委員	はい。今の質問ですけど、もともと、この方は私の地域の大山地区にお父さんがいらっしゃったのですが、お父さんが亡くなられたので、自分の息子さんの方に入っているらしいです。栄町と言いますかな、あの辺に家を建てておられます。
議長	他に、何かありませんか。
18番委員	中間管理事業でした場合は、現金でしか該当しないわけですか。
事務局	はい。今のところはですね。中間管理事業自体は現金換算、現金でしか取り扱いをなされないということです。公社の方には物納で取り扱えるような形を作ってもらいたいお願いしていますが、物納というとお米をやったりするのは、相対じゃなくて、基本的に農地中間管理事業を使っているの、どういう形で物納のやり取りをするのか、非常に難しいということです。今のところは現金だけしか取り扱わないという事でされています。
議長	その他に、ございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年12件については申出のとおり決定します。 それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして

議長	<p>報告事項に移ります。</p> <p>報告第2号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号農地法第18条第6項通知の受理6件について御説明します。</p> <p>議案は14～15ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用し貸借される予定です。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は農地中間管理事業を利用し貸借される予定です。</p> <p>3番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>4番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>5番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>6番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用のために所有権移転をされる予定で5条申請を上程しております。</p> <p>報告第2号については以上6件です。</p>
議長	<p>報告第2号農地法第18条第6項通知の受理6件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第2回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>